（前のページより続き）

〔官庁報告〕
官庁事項
水防活動用洪水予報及び警報の開始について（気象庁）
〔資　料〕
閣議決定等事項
〔公　告〕
諸事項
官庁
公証人法第十三条に規定する公証人の採用、証票無効、佐賀東部土地改良区役員の就任、鬼怒川南部土地改良区連合役員の就任、無縁墳墓等改葬関係
裁判所
失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○総務省令第七十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十六条の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月七日

総務大臣　佐藤　勉

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二の二第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号中「役務」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務であつて、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八又は第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いて提供されるもの

第二十二条の二の二第三項第五号中「、緊急通報」を「又は緊急通報に係る制限、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する同条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスによる制限」に、「係る」を「関する」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　電気通信役務の提供を受ける者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月七日

厚生労働大臣　舛添　要一

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第三十六号の二十八中「点鼻剤」の下に「及び一噴射量中(1)―九・二―ジクロロ―一―ベータ・一七アルファ―ジヒドロキシ―一六アルファ―メチル―一・四―プレグナジエン―三・二〇―ジオン―一七―（二―フロアート）として二〇〇μg以下を含有する吸入剤」を加え、同項中第七十五号の二十四を第七十五号の二十五とし、第七十五号の七から第七十五号の二十三までを一号ずつ繰り下げ、第七十五号の六の次に次の一号を加える。

七十五の七　N―［二・五―ビス（トリフルオロメチル）フエニル］―三―オキソ―四―アザ―五アルファ―アンドロスタ―一―エン―十七ベーター―カルボキサミド（別名デユタステリド）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第百四号の八を第百四号の九とし、第百四号の七の次に次の一号を加える。

百四の八　（十四ｂＲＳ）―一・二・三・四・十・十四ｂ―ヘキサヒドロ―二―メチルピラジノ［二・一―ａ］ピリド［二・三―ｃ］［二］ベンザゼピン（別名ミルタザピン）及びその製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十八号

薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十九条の規定に基づき、旧薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月七日

厚生労働大臣　舛添　要一

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第六号中(598)を(600)とし、(493)から(597)までを(495)から(599)までとし、同号(492)中「一枚中」及び「五㎎以下」を削り、同号中(492)を(494)とし、(409)から(491)までを(411)から(493)までとし、同号(408)中「三・七五％以下」を削り、同号中(408)を(410)とし、(287)から(407)までを(289)から(409)までとし、(286)を(287)とし、その次に次のように加える。

(288)　（五Ｚ）―七―［（一Ｒ・二Ｒ・三Ｒ・五Ｓ）―三・五―ジヒドロキシ―二―［（一Ｅ・三Ｓ）―三―ヒドロキシ―五―フエニルペンタ―一―エン―一―イル］シクロペンチル］―Ｎ―エチルヘプタ―五―エンアミド（別名ビマトプロスト）及びその製剤

別表第一の二第六号中(285)を(286)とし、(27)から(284)までを(28)から(285)までとし、(26)の次に次のように加える。

(27)　（二Ｓ・四Ｓ・五Ｓ・七Ｓ）―五―アミノ―Ｎ―（二―カルバモイル―二―メチルプロピル）―四―ヒドロキシ―二―（一―メチルエチル）―七―［四―メトキシ―三―（三―メトキシプロポキシ）ベンジル］―八―メチルノナンアミド（別名アリスキレン）、その塩類及びそれらの製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。